

○姫路市中央卸売市場管理規則

昭和47年2月1日

規則第2号

改正 昭和51年7月1日規則第39号

昭和57年3月29日規則第19号

昭和57年7月1日規則第41号

昭和59年3月28日規則第19号

昭和63年7月29日規則第40号

昭和63年12月2日規則第54号

平成2年10月20日規則第49号

平成4年3月26日規則第14号

平成6年3月29日規則第8号

平成7年6月28日規則第30号

平成8年3月5日規則第8号

平成9年3月31日規則第15号

平成10年3月26日規則第30号

平成12年3月14日規則第7号

平成12年4月1日規則第38号

平成13年3月21日規則第7号

平成13年3月30日規則第27号

平成17年3月28日規則第7号

平成17年5月26日規則第30号

平成18年2月24日規則第9号

平成18年4月17日規則第92号

平成21年1月30日規則第1号

平成25年12月20日規則第65号

平成26年2月17日規則第3号

平成27年3月24日規則第31号

平成29年5月17日規則第40号

令和元年5月20日規則第1号

令和2年3月31日規則第17号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 市場関係事業者
 - 第1節 卸売業者（第2条—第6条）
 - 第2節 仲卸業者（第7条—第16条）
 - 第3節 売買参加者（第17条・第18条）
 - 第4節 関連事業者（第19条—第23条）
- 第3章 市場施設の使用（第24条—第33条）
- 第4章 雑則（第34条—第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、姫路市中央卸売市場条例（昭和46年姫路市条例第51号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

（卸売業務の許可の申請）

第2条 条例第7条第2項の許可申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面
- (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- (5) 最近2年間における損益計算書及び株主資本等変動計算書
- (6) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
- (7) 申請者が他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。）を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使する

ことができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに当該事業年度の事業計画書

ア 申請者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係

イ 申請者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員を過半数を占める関係

ウ 申請者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係（イに掲げるものを除く。）

(8) 申請者が条例第7条第3項第2号、第3号及び第6号から第9号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(9) 申請の日前30日以内の日現在において作成した貸借対照表

(10) その他市長が必要と認める書面

2 前項に規定する貸借対照表における額は、その額の計算を行う日（以下「計算日」という。）における帳簿価額により計算するものとする。ただし、資産にあってはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあってはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。

（誓約書）

第3条 卸売業者は、条例第7条第1項の規定による卸売の業務の許可を受けたときは、速やかに、様式第1号による誓約書を市長に提出しなければならない。

（保証金）

第4条 条例第9条第1項の規定による卸売業者の預託すべき保証金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 条例第9条第2項第5号の規定による有価証券は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条の規定による一般電気事業者の発行する社債券

(2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定による一般ガス事業者の発行する社債券

3 条例第9条第3項の規定による有価証券の価格は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 国債証券 額面金額（割引の方法により発行した証券にあっては、その発行価額。以下同じ。）の100分の90に相当する額

(2) 地方債証券 額面金額の100分の90に相当する額

(3) 日本銀行が発行する出資証券 額面金額の100分の90に相当する額

(4) 特別の法律により法人が発行する債券 額面金額の100分の90に相当する額

(5) 前項各号に掲げる社債券 額面金額の100分の80に相当する額

（せり人の届出）

第5条 卸売業者は、せり人を定めたとき、又はせり人に関し届け出た事項に変更があったときは、別に定める様式により市長に届け出なければならない。

2 せり人は、その卸売業者の定めたせり人の記章を着用し、卸売のせりに従事するものとする。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの申請）

第5条の2 条例第14条第3項の規定により卸売の業務の事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 譲渡人及び譲受人の名称及び住所

(2) 譲渡し及び譲受けの予定年月日

(3) 譲渡し及び譲受けを必要とする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 登記事項証明書

(2) 定款

(3) 貸借対照表

(4) 事業計画書

(5) 株主若しくは出資者又は組合員の名簿

(6) 無限責任社員又は取締役その他業務を執行する役員の履歴書

(7) 前号に規定する者の戸籍抄本又はこれに代わる書面

(8) 条例第7条第3項第3号及び第6号から第9号までに該当しない旨の誓約書

(9) 譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

(合併及び分割の認可の申請)

第5条の3 条例第14条第3項の規定により卸売業者たる法人の合併の認可の申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 合併当事者の名称及び住所
- (2) 合併後存続する法人又は合併により設立する法人の名称及び住所
- (3) 合併の方法及び条件
- (4) 合併の予定年月日
- (5) 合併を必要とする理由

2 条例第14条第3項の規定により卸売業者たる法人の分割の認可の申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 分割の当事者の名称及び住所
- (2) 分割により市場における卸売の業務を承継する法人の名称及び住所
- (3) 分割により承継させる市場における卸売の業務に係る取扱品目
- (4) 分割の方法及び条件
- (5) 分割の予定年月日
- (6) 分割を必要とする理由

3 前条第2項の規定は、前2項の申請書について準用する。この場合において、前条第2項第9号中「譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」とあるのは「合併に係る契約書の写し又は分割に係る計画書若しくは契約書の写し」と読み替えるものとする。

(届出事項)

第6条 条例第15条に規定する市長が規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) その業務を執行する役員に変更等があった場合
- (2) 卸売業者又はその業務を執行する役員が破産の宣告を受けたとき又は起訴されたとき並びにその職務若しくは業務に関して訴訟の当事者となったとき又はその判決があった場合
- (3) 定款の変更その他総会の決議があった場合
- (4) 条例第7条第3項各号(第2号及び第10号を除く。)に該当することとなった場合

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の数の最高限度)

第7条 条例第16条の規定により規則で定める仲卸業者の数は、水産物部にあつては5

0、青果部にあつては40を最高限度とする。

(仲卸業務の許可の申請)

第8条 条例第17条第2項の規定により仲卸しの業務の許可の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に履歴書、戸籍抄本又はこれに代わる書面、条例第17条第3項第1号、第2号、第5号及び第7号から第10号までに該当しない旨の誓約書、資産調書及び事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目

2 前項の申請者が法人であるときは、申請書に登記事項証明書、定款、貸借対照表、事業計画書及び株主若しくは出資者又は組合員の名簿並びに無限責任社員又は取締役その他業務を執行する役員の履歴書、戸籍抄本又はこれに代わる書面、条例第17条第3項第1号、第2号、第5号及び第7号から第10号までに該当しない旨の誓約書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(保証金)

第9条 条例第19条第1項の規定により仲卸業者の預託すべき保証金の額は、10万円とする。

(記章の交付)

第10条 市長は、条例第17条第1項の規定により、仲卸しの業務を許可したときは、別に定める記章を交付するものとする。

2 仲卸業者は、仲卸しの業務に従事するときは、前項の記章を着用しなければならない。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けの申請)

第11条 条例第21条第3項の規定により仲卸しの業務の事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に履歴書、戸籍抄本又はこれに代わる書面、条例第17条第3項第1号、第2号、第5号及び第7号から第10号までに該当しない旨の誓約書、資産調書及び事業計画書並びに当該譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(1) 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所

(2) 譲渡し及び譲受けの予定年月日

(3) 譲渡し及び譲受けを必要とする理由

2 前項の申請を行った者が法人であるときは、申請書に次に掲げる書類を添付しなけれ

ばならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 定款
- (3) 貸借対照表
- (4) 事業計画書
- (5) 株主若しくは出資者又は組合員の名簿
- (6) 無限責任社員又は取締役その他業務を執行する役員の履歴書
- (7) 前号に規定する者の戸籍抄本又はこれに代わる書面
- (8) 条例第17条第3項第1号、第2号、第5号及び第7号から第10号までに該当しない旨の誓約書
- (9) 譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類
(合併及び分割の認可の申請)

第12条 条例第21条第3項の規定により仲卸業者たる法人の合併の認可の申請をしようとする者は、申請書に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 合併当事者の名称及び住所
- (2) 合併後存続する法人又は合併により設立する法人の名称及び住所
- (3) 合併の方法及び条件
- (4) 合併の予定年月日
- (5) 合併を必要とする理由

2 条例第21条第3項の規定により仲卸業者たる法人の分割の認可の申請をしようとする者は、申請書に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 分割の当事者の名称及び住所
- (2) 分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人の名称及び住所
- (3) 分割により承継させる市場における仲卸しの業務に係る取扱品目
- (4) 分割の方法及び条件
- (5) 分割の予定年月日
- (6) 分割を必要とする理由

3 前条第2項の規定は、前2項の申請書について準用する。この場合において、前条第2項中「申請を行った者が法人」とあるのは「申請者が合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により仲卸しの業務を承継する法人」と、同項第9号

中「譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」とあるのは「合併に係る契約書の写し又は分割に係る計画書若しくは契約書の写し」と読み替えるものとする。

(仲卸業務の相続の申請)

第13条 条例第22条第4項の規定により仲卸しの業務の相続の認可の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に履歴書、戸籍抄本又はこれに代わる書面、条例第17条第3項第1号、第2号、第5号及び第7号から第10号までに該当しない旨の誓約書、資産調書及び事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び被相続人との続柄
- (2) 被相続人の氏名
- (3) 相続開始の日

(副参加人の届出)

第14条 仲卸業者又は売買参加者は、副参加人(仲卸業者又は売買参加者の使用人(仲卸業者又は売買参加者が法人である場合は、その役員を含む。))で卸売業者の行う卸売のせりに参加するものをいう。以下同じ。)を使用しようとするとき、又は副参加人に関し届け出た事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を別に定める副参加人届により市長に届け出なければならない。

(届出事項)

第15条 条例第23条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 仲卸業者又は仲卸しの業務を執行する役員が破産の宣告を受けた場合、起訴された場合又はその職務若しくは業務に関して起訴の当事者となったとき若しくはその判決があった場合
- (2) 条例第17条第3項第2号、第5号及び第7号から第10号までに該当することとなった場合

(準用規定)

第16条 第3条、第4条第2項及び第3項の規定は、仲卸業者に準用する。

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認の申請)

第17条 条例第24条第2項の規定により売買参加者の承認の申請をしようとする者は、氏名又は名称及び住所を記載した申請書に履歴書、戸籍抄本又はこれに代わる書面、条例第24条第3項第1号及び第5号から第8号までに該当しない旨の誓約書、写真その

他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

- 2 前項の申請者が法人であるときは、申請書に登記事項証明書、定款、貸借対照表、業務を執行する役員の履歴書、戸籍抄本又はこれに代わる書面、条例第24条第3項第1号、第4号及び第5号から第8号までに該当しない旨の誓約書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(届出事項)

第18条 条例第26条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名若しくは名称又は住所の変更
- (2) その他市長が別に定める事項

第4節 関連事業者

(関連事業者の許可の申請)

第19条 条例第27条第2項の規定により関連事業者の許可の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に戸籍抄本又はこれに代わる書面、履歴書、条例第29条第1号、第2号及び第5号から第9号までに該当しない旨の誓約書及び資産調書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 法人であるときは、資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 許可を受けて営もうとする営業の種類及び内容

2 市長は、条例第27条第1項の規定により、関連事業者の許可をしたときは、関連事業者業務許可証を交付するものとする。

3 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第1項各号に掲げる事項について変更があったとき。
- (2) 条例第29条第1号、第2号及び第5号から第9号までに該当することとなったとき。

(関連事業者の区分及び業務)

第20条 条例第27条第1項第1号に規定する規則で定める物品は、植物性乾物、漬物、みそ、鳥肉、鳥卵、こんぶ、かつお節、つくだ煮及びこれらに準ずる製品並びにこれらの加工品とする。

2 条例第27条第1項第2号に規定する規則で定める業務は、場内運搬業及び精算代払所とする。

3 条例第27条第1項第3号に規定する規則で定める業務は、飲食店営業、理容業、金融業、菓子及びたばこその他物品販売業並びに運送業とする。

(関連事業者の数の最高限度及び保証金の額)

第21条 条例第28条第2項の規定による関連事業者の数の最高限度及び条例第31条第3項の規定による保証金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

(届出事項)

第22条 第20条に規定する物品の販売業者として営業の許可を受けた関連事業者は、毎月の販売高(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の確定後、速やかに市長に届出なければならない。

(準用規定)

第23条 第3条並びに第4条第2項及び第3項の規定は、関連事業者に準用する。

第3章 市場施設の使用

(市場施設の使用又は許可)

第24条 条例第34条第1項及び第2項の規定により、市場施設(市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。)を使用しようとする者は、様式第2号による申請書を提出して市長の指定又は許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の指定又は許可をするときは、3年の期間を定めて行う。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

3 市長は、必要があると認めるときは、条例第34条第1項及び第2項の規定による使用の指定又は許可をした後であっても、その位置、面積、使用期間その他の使用条件を変更することができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、市場施設について、適当な管理人を定めその管理を委託することができる。

(市場施設の建築、造作若しくは模様替え又は変更)

第25条 使用者は、条例第36条第2項の規定による承認を受けようとするときは、申請書に仕様書、設計書及び費用見積書を添えて市長に申請しなければならない。

2 使用者が市場に備え付け以外の看板、装飾、広告等を設けようとするときも前項と同様とする。

3 市長において必要があると認めるときは、市長は、使用者に対し条例第36条第2項の規定による承認後であっても構造、装飾、その他につき変更又は修繕若しくは除却等必要な措置を命ずることができる。

4 条例第36条第2項の規定による承認を受けた者は、工事竣工後遅滞なく、完成届を市長に提出し、その検査を受けなければ使用することができない。

(工事施行及び賠償免責)

第26条 市長は、市場の運営上必要があると認めるときは、いつでも工事を施行することができる。この場合において、使用者に対してやむを得ない損害を与えることがあっても市は賠償の責めを負わない。

(施設の清掃等)

第27条 使用者は、常に市場施設の清潔を保持し、使用後は必ずこれを清掃し、廃棄物は所定の場所に搬出しなければならない。

2 使用者は、常に商品、容器その他の物件を整理し、通路その他自己の指定又は、許可を受けた場所以外に放置してはならない。

(共同で使用する施設の清掃等)

第28条 市場関係事業者が共同で使用する市場施設については、関係使用者が共同して清掃を行わなければならない。

2 前項の関係者は、清掃に関する責任者、費用分担の方法等を定めて市長に届け出なければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の清掃に関してその区画及び費用の分担等を指定することができる。

(使用料等)

第29条 市場の使用料は、別表第3に掲げる使用料表の区分によって徴収する。

2 条例第40条第5項の規定による特別の理由がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 使用者の責めに帰することができない事由によって3日以上にわたり市場施設を使用することができないとき。

(2) 条例第38条の規定による使用停止の期間が引き続き3日以上にわたったとき。

(3) 使用者が国又は地方公共団体であるとき。

(4) 前3号に定めるほか市長が特別の事由があると認めるとき。

(使用料等の計算方法)

第30条 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は1平方メートルとして計算する。使用面積が1平方メートルに満たないときも同様とする。

(使用料の徴収区分)

第31条 使用料は、次の各号に定めるもののほか月を単位として徴収する。

- (1) 月の中途において市場施設を使用しなくなったときの使用料は、その月分全部を徴収する。
- (2) 月に満たない使用及び月の中途において使用を開始した場合の使用料は、日割で計算する。この場合における日割計算の方法は、月額料金にその月における使用日数を乗じ30で除したものとする。

(使用料の納付期限)

第32条 市場の使用料の納付期限は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める納付期限とする。

- (1) 卸売業者及び仲卸業者の市場使用料 当月分を翌月15日まで（ただし、3月分については、4月10日までとする。）。
- (2) 卸売業者売場、仲卸業者売場、関連事業者店舗、買荷保管積込所、事務所、倉庫、冷蔵庫、定温冷蔵庫（醗酵室）、加工施設、駐車場、空地等の月額使用料 当月分を毎月25日まで。
- (3) 前2号に該当しない使用料 使用許可を受けたとき。

(電灯、電力、電話及び水道等の費用負担)

第33条 次に掲げる市場施設に係る電灯、電力、電話及び水道の費用は、当該市場施設の使用の指定又は許可を受けた者の負担とする。

- (1) 卸売業者売場
- (2) 仲卸業者売場
- (3) 関連事業者店舗
- (4) 買荷保管積込所
- (5) 事務所
- (6) 倉庫
- (7) 冷蔵庫
- (8) 定温冷蔵庫（醗酵室）
- (9) 加工施設
- (10) 駐車場
- (11) その他の施設
- (12) その他市長が指定する場所

2 前項の費用の算定方法は、市長が設置する計器その他の方法による。ただし、これに

より難しい場合は、市長の認定によることができる。

第4章 雑則

(揭示事項)

第34条 市長は、次に掲げる事項を市場に掲示するものとする。

- (1) 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の許可並びに売買参加者の承認をしたとき、又はその資格を失ったとき。
- (2) 卸売業者及び仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併の認可をしたとき。
- (3) 卸売業者及び仲卸業者の業務の相続の認可をしたとき。
- (4) 条例第43条第1項から第5項までの規定による処分をしたとき。
- (5) 前各号のほか、市長において必要があると認めたととき。

(市場外にある物品の卸売に係る場所の指定)

第35条 卸売業者は、条例第45条第2項の規定により、場所の指定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、その場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添付しなければならない。

- (1) 申請者の名称
- (2) 指定を受けようとする場所の所在地及び施設の名称
- (3) 指定を受けようとする場所で卸売を行う物品の種類
- (4) 指定を受けようとする理由

(補則)

第36条 この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和47年2月1日から施行する。
- 2 姫路市中央卸売市場業務規程施行規則(昭和32年姫路市規則第4号)は、廃止する。
- 3 平成21年4月1日以後最初の適用期間は、第68条第1項の規定にかかわらず、同日から平成22年6月30日までとする。

附 則(昭和51年7月1日規則第39号)

この規則は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月29日規則第19号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年7月1日規則第41号)

この規則は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（昭和５９年３月２８日規則第１９号）

この規則は、昭和５９年４月１日から施行する。

附 則（昭和６３年７月２９日規則第４０号）

この規則は、昭和６３年８月１日から施行する。

附 則（昭和６３年１２月２日規則第５４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２年１０月２０日規則第４９号）

１ この規則は、公布の日から施行する。

２ この規則による改正後の姫路市中央卸売市場業務条例施行規則別表第６の規定は、平成２年１０月以後の月分の使用料について適用し、同年９月分までの使用料については、なお従前の例による。ただし、同表中関連事業者店舗使用料及び倉庫使用料に係る規定は、同年１１月以後の月分の使用料について適用し、同年１０月分までの関連事業者店舗使用料及び倉庫使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成４年３月２６日規則第１４号）

１ この規則は、平成４年４月１日から施行する。

２ この規則による改正後の姫路市中央卸売市場業務条例施行規則別表第６の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成６年３月２９日規則第８号）

１ この規則は、平成６年４月１日から施行する。

２ この規則による改正後の姫路市中央卸売市場業務条例施行規則別表第６の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成７年６月２８日規則第３０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成８年３月５日規則第８号）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附 則（平成９年３月３１日規則第１５号）

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附 則（平成１０年３月２６日規則第３０号）

この規則は、平成１０年４月１日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 14 日規則第 7 号）

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の姫路市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 77 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以降の指定又は許可に係る期間について適用し、同日前の指定又は許可に係る期間については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表第 6 の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 4 月 1 日規則第 38 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 21 日規則第 7 号）

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の姫路市中央卸売市場業務条例施行規則別表第 6 の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 27 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 7 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 5 月 26 日規則第 30 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 24 日規則第 9 号）

この規則は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 17 日規則第 92 号）

この規則は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成 18 年 5 月 1 日）

附 則（平成 21 年 1 月 30 日規則第 1 号）

- この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 68 条の改正規定（同条第 3 項、第 4 項及び第 5 項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 20 日規則第 65 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 17 日規則第 3 号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の姫路市中央卸売市場業務条例施行規則別表第6の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月24日規則第31号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月17日規則第40号）

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和元年5月20日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の第42条第2項及び第65条第4項の規定は、施行日以後に卸売をしたものについて適用し、施行日前に卸売をしたものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の別表第4の規定は、施行日以後の市場施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前の市場施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年6月21日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の姫路市中央卸売市場業務条例施行規則の規定によって市長に対してされた申請、申出その他の行為は、改正後の姫路市中央卸売市場管理規則の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則（令和3年7月19日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

年間取扱金額	保証金の額
50億円未満	300万円
50億円以上100億円未満	500万円

100億円以上200億円未満	800万円
200億円以上300億円未満	1,200万円
300億円以上400億円未満	1,600万円
400億円以上500億円未満	2,000万円
500億円以上	2,400万円

備考 年間取扱金額の算定については、各卸売業者ごとに前年度の総卸売金額を基礎として計算し、毎年5月1日に決定する。

別表第2（第21条関係）

区分	業種	数の最高 限度	保証金の額	
加工食料品 販売業者	植物性乾物等卸売業	4	(年間取扱金額) 5億円未満 30万円	
	つけ物等卸売業	4	5億円以上10億円未満 60万円	
	鳥肉等卸売業	2	10億円以上20億円未 満	120万円
			20億円以上50億円未 満	200万円
	こんぶ等卸売業	5	50億円以上100億円 未満	300万円
つくだ煮等卸売業	2	100億円以上	400万円	
第1種関連 事業者	場内運搬業	1	50万円	
	精算代払所	1	50万円	
第2種関連 事業者	飲食店営業	7	35万円	
	理容業	1	20万円	
	金融業	2	50万円	
	菓子、たばこその他物品販 売業	87	20万円	
	運送業	4	35万円	

備考 年間取扱金額の算定については、各加工食料品販売業者ごとに前年度の総販売金額を基礎として計算し、毎年5月1日に決定する。

別表第3（第29条関係）

種別	区分		単位	金額
卸売業者市場使用料	水産物部	生鮮水産物（冷凍魚を含む。）	せり売又は 相対取引に 係る金額の	1,000分の2.5にその10パーセントに相当する金額を加えた金額
		加工水産物		1,000分の2.5にその10パーセントに相当する金額を加えた金額
		練製品、ハム・ソーセージ、くん製品及び調理冷凍食品		1,000分の1.5にその10パーセントに相当する金額を加えた金額
	青果部	野菜、果実及びこれらの加工品		1,000分の2.5にその10パーセントに相当する金額を加えた金額
		調理冷凍食品		1,000分の1.5にその10パーセントに相当する金額を加えた金額
仲卸業者市場使用料	水産物部	生鮮水産物（冷凍魚を含む。）	税抜販売金額の	1,000分の2.5にその10パーセントに相当する金額を加えた金額
		加工水産物		1,000分の2.5にその10パーセントに相当する金額を加えた金額
		練製品、ハム・ソーセージ、くん製品及び調理冷凍食品		1,000分の1.5にその10パーセントに相当する金額を加えた金額
	青果部	野菜、果実及びこれらの加工品		1,000分の2.5にその10パーセントに相当する金額を加えた金額
		調理冷凍食品		1,000分の1.5にその10パーセントに相当する金額を加えた金額

			する金額を加えた金額
卸売業者売場使用料		1平方メートルにつき	230円
仲卸業者売場使用料		1平方メートルにつき	2,250円
関連事業者店舗使用料	加工食料品売場	1平方メートルにつき	1,950円
	関連商品売場		1,950円
	食堂喫茶店舗		2,250円
	金融機関建物		1,950円
	運送運搬建物		1,800円
事務所使用料	卸売業者事務所	1平方メートルにつき	980円 ただし、旧事務所については、819円
	加工食料品販売業者事務所		1,199円
	その他事務所		1,350円
倉庫使用料	卸売業者倉庫	1平方メートルにつき	600円
	仲卸館2階倉庫		784円
	加工食料品販売業者倉庫		1,084円
	コンテナ倉庫		497円
	その他倉庫		1,269円
冷蔵庫使用料		1平方メートルにつき	848円
定温冷蔵庫使用料	醗酵室	1平方メートルにつき	600円
	可動式保冷库	1平方メートルにつき	501円
加工施設使用料		1平方メートルにつき	495円
買荷保管所又は積込所使用料		1平方メートルにつき	345円
駐車場使用料		1平方メートルにつき	345円

その他施設使用 料	自転車置場	1平方メー トルにつき	345円
	空地		345円
市場施設を利用する特殊なもの（面積により難しいもの等）については、その都度市長が定める。			

様式第1号（第3条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）姫 路 市 長

（申請者）住 所

商 号 等

氏 名

印

- 1 卸売市場関係法令、姫路市中央卸売市場条例及び姫路市中央卸売市場管理規則及び姫路市中央卸売市場業務規則並びにこれらに基づく指示に従い、誠実かつ公正に取引をいたします。
- 2 上記の法令等又は指示に違反したときは、相当の処分を受けても異議を申し立てません。

上記のとおり誓約いたします。

様式第2号（第24条関係）

姫路市指令中第 号

市場施設使用 指定・許可 申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

（申請者）住 所

店舗名等

氏 名

姫路市中央卸売市場管理規則第24条の規定により次のとおり市場施設の使用 指定・許可 を受けたく申請いたします。

使用施設の種類
使用施設の位置
使用面積
使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日
使用目的
その他